

議案第六号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十二日

提出者

杉並区長

田

中

良

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

15 平成二十三年三月三十一日（以下「基準日」という。）に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十七条に規定する幼稚園の教頭（以下「教頭」という。）であった職員（基準日に他の特別区において教頭であつた者を含む。）が同条に規定する幼稚園の副園長として平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に退職した場合の一般の退職手当の額が、その者が基準日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた一般の退職手当の額（以下「仮の退職手当額」という。）に達しないときは、第四条の三の規定にかかわらず、仮の退職手当額をその者に対して支給する一般の退職手当の額とする。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(提案理由)

教頭であった幼稚園教育職員で副園長として退職するものの退職手当に係る特例を設ける必要がある。

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>15 平成二十三年三月三十一日（以下「基準日」という。）に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十七条に規定する幼稚園の教頭（以下「教頭」という。）であつた職員（基準日に他の特別区において教頭であつた者を含む。）が同条に規定する幼稚園の副園長として平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に退職した場合の一般の退職手当の額が、その者が基準日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた一般の退職手当の額（以下「仮の退職手当額」という。）に</p>	<p>1 〽 14 略</p> <p>附 則</p>

達しないときは、第四条の三の規定にかかわらず、仮の退職手当額をその者に対して支給する一般の退職手当の額とする。
